

松田町請負工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、松田町工事等検査要綱（以下「検査要綱」という。）第20条第1項の規定における工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定を実施し、もって請負業者の適正な選定及び指導育成等に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定は、1件の請負代金額が250万円以上の請負工事について行う。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 松田町契約規則（昭和44年10月1日規則第9号）第44条の規定による監督員（以下「監督員」という。）
- (2) 工事担当課の課長（以下「担当課長」という。）
- (3) 検査要綱第4条の規定による検査員（以下「検査員」という。）

(評定の方法等)

第4条 評定は、請負契約ごとに行い、別に定める「松田町請負工事成績評定採点基準」により、監督又は検査にて確認した事項に基づき、評定者ごとの考査項目についての確かつ公平に行うものとする。

2 評定の結果は、1件の請負代金額が250万円以上から500万円未満までについては、工事成績採点表の第1号様式その1に、1件の請負代金額が500万円以上については、工事成績採点表の第1号様式その2に記録するものとする。（以下「採点表」という。）

3 手直し工事確認後の評定は行わないものとする。

(評定結果の報告等)

第5条 監督員及び担当課長は、工事が完成したときに評定を行い、完成検査時に検査員へ提出する。

2 検査員は検査後に評定を行い、当該工事の評定点（採点表の評定点合計。以下「評定点」という。）を算定したうえ、採点表を付して評定結果を検査命令者に報告するものとする。

3 検査要綱第4条（1）の庶務課検査員による検査の場合は、検査要綱第21条により、庶務課長は採点表の写しを付して評定結果を担当課長に通知するものとする。

(評定点の請負者への通知)

第6条 町長は、工事成績評定通知書（第2号様式。以下「通知書」という。）により評定点を遅滞なく請負者に通知するものとする。

(説明請求)

第7条 第6条による評定結果の通知を受けた請負者は、受理した日から14日以内に書面により、町長に対して評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第8条 町長は、前条の規定により評定点の説明を求められた場合は、速やかに工事成績評定に係る説明書(第3号様式)により回答するものとする。

(事務分担)

第9条 第6条、第7条及び第8条の事務については、検査要綱第4条(1)の庶務課検査員による検査の場合は、庶務課が担当するものとし、検査要綱第4条(2)の工事等担当課検査員による検査の場合は、工事等担当課が担当するものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。